

写

事務連絡  
平成24年7月2日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
　　国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
　　後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

### 一般名処方マスタの整備について

処方せんに記載する一般名処方の標準的な記載方法を示した一般名処方マスタについては、これまで、主な単味製剤について作成し、当省のホームページに掲載していたところである。

今般、一般名処方マスタについて、一般名処方加算の対象となる全ての成分・規格を網羅したものとなるよう別添のとおり整備したので、保険医療機関、保険薬局、審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。

今後、一般名処方を行うに当たっては、標準的な記載方法である別添の一般名処方マスタを用いることが望ましい。

なお、一般名処方マスタの対象範囲の拡充にあたり、保険医療機関・保険薬局では準備・対応に一般的に数ヶ月程度を要するものと承知している。